

## 東村山市緩和した基準による訪問型サービス事業従業者研修項目

介護予防・日常生活支援総合事業の緩和した基準による訪問サービス事業の実施において、介護職員初任者研修修了者等でない者を業務に従事させる場合に、当該従業者に対して実施すべき研修項目を下記のとおり定める。

### 1 研修すべき内容

#### 1) サービス提供の目的

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）として実施される訪問型サービスは、介護保険サービスの一類型である。あくまでも、介護予防サービス・支援計画に基づき、各訪問型サービス事業者等にて計画される訪問型サービス事業実施計画等の目標を達成すること指向して提供されるものである。

緩和した基準による訪問型サービスでは、身体介護を一切要しない利用者に対する訪問サービスであり、身体介護と生活援助の別（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第10号）」参照）と本サービスでは身体介護を行ない得ないことを明確に指導すること

緩和した基準による訪問型サービス（指定事業者により実施される訪問型サービス）として実施できる生活援助の内容は原則として介護保険給付の対象となる訪問介護と同様であり、利用者以外の家族に係る洗濯、調理や来客への応接等、利用者への生活援助の範囲を超える行為を行うことはできない。（「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（老振第76号）」参照）従業者に対し、提供範囲の区別を明確に指導すること。

なお、委託型訪問型サービスにおいては、従前であれば不適正事例に相当するサービス内容についても、本市との協議の結果としてサービス提供対象となる場合もある。このことについては、サービス利用開始前に市と協議をした上で実施するものであることを伝えること。

#### 2) サービス提供における姿勢

高齢者への尊厳を保持し、自立支援に念頭においたサービス提供が求められる。

介護従事者は高齢者宅を訪問する介護従業者として、利用者の信頼感を損なうことがないように、身だしなみや清潔・衛生の確保、接し方などの基本的

な心得及び接遇、守秘義務等の職業倫理について、研修を行うこと。

また、生活援助サービスは家事の手際のみだけでは、利用者の自立支援につながらないこともある。手際よく作業することはもちろん必要なことであるが、利用者の習慣や意向を把握することに努めることが肝要である。

なお、当然のことではあるが、介護従事者と高齢者が金銭や物品のやり取りをしないことや連絡先を伝えないことを徹底すること。

### 3) 介護保険制度全般への理解

介護保険の被保険者や保険料、認定制度、サービスの利用手順（給付）、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターなどの介護保険制度の概要について研修を行うこと。

また、また総合事業の実施される背景や基準緩和事業として一定の研修を修了した無資格者が、訪問型サービス事業に従事する意味合いを研修において伝えること。

### 4) 高齢者の心身の状況への理解

老化に伴う高齢者の心身の変化について一定の知識を得られるように研修を実施すること。なお、同時に認知症に対する一定の理解を得ることを念頭に置き、研修においては「認知症サポーター養成講座」の実施も検討すること。

### 5) サービス提供責任者との密な連携体制

1) にあるとおりであるが、介護保険制度に基づくサービス提供であるため、サービス提供時における高齢者の心身の状況の変化等についてはサービス提供責任者に報告をする必要がある。従事者の自己判断によるサービス内容の変更等を行わないように指導すること。

### 6) 個人情報の保護

生活支援サービスは対象者の生活に深く関与するものであることより、十分な個人情報に対する配慮が必要となる。個人情報の漏えいや不正を行うことは、社会的信用を失墜することとなる。また、個人情報保護関連法以外に刑事罰や民事上の責任を受けることがあることを指導すること。

### 7) 事業所の支援体制

訪問先で事故等が発生した場合における連絡体制を明確にすること。どのような場合に事業者の責任者に指示を仰ぐべきであるのか、事業者とし

での支援体制を整備されたい。

## 2、研修実施時間

本研修は、緩和した基準により実施する事業であるため、従前の介護職員初任者研修における研修時間と同等の時間を求めるものではない。

概ね1日で研修が完了するようにプログラムを検討すること。

なお、他の事業者が開催する研修と複合させ研修を企画する場合には、両者の研修の間隔が空かないように留意すること。

例) 8時間を目安とした研修

研修・講義内容	参考資料等
介護保険の概要について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「すこやか介護保険」等を用いて介護保険制度全般の理解。</li></ul>
総合事業の実施される背景について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「これからの東村山」等を用いて高齢化の現状、サービスを利用する者と支え手の数の乖離について説明を行う。</li><li>・ 介護や医療の専門職によるサービスの提供だけではなく、「(セルフケアを含む)住民主体の取組」と「多職種連携」の重要性を理解する。</li></ul>
コミュニケーション技術と援助のマナー	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護におけるコミュニケーション技術の習得。</li><li>・ 利用者の尊厳やプライバシーを傷つけない生活支援のあり方を理解する。</li><li>・ 老化に伴う身体的・心理的な変化と日常生活上の影響及び高齢者に多い病気や疾病についての基本的な知識を理解する。</li></ul>
自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活支援を通じて、高齢者等の能力を活かし、できる限り自立した生活を続けられるように援助する支援のあり方を十分に理解する。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を理解し、利用者の生活状況にあった適切な支援方法を理解する。</li> <li>・ 介護予防・フレイル予防に資する社会参加、運動、栄養のバランスの取れた取組の必要性を理解する。</li> </ul>
緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスを安全に提供するため、事故防止や緊急時やトラブルへの対応、感染症予防、介護職の心身の健康管理について理解する。</li> </ul>
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等やその家族の個人情報やプライバシーの保護等情報の取扱いについて正しく理解する。</li> </ul>
認知症への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症による生活障害及び行動障害等を理解し、認知症の人に対する関わり方の基本を理解する。</li> </ul>